

戦後の家庭的養護の歴史的展開に関する考察

一児童福祉法制定期において「他人の子ども」の養育という慣行はどのように捉えられたか—

○ 首都大学東京 氏名 姜恩和 (会員番号 5352)

キーワード3つ：家庭的養護、児童福祉法制定期、慣行

1. 研究目的

養護問題への取り組みは、家族の養育機能を代替するという意味で、子どもが安全に育つ場を提供する非常に重要な政策である。日本の家庭的養護は、大きく里親制度と養子制度に分けることができる。里親制度は、1947年に制定された児童福祉法において、児童福祉機関と同様に公的機関として都道府県の監視下におかれ、特別養子制度は、1988年に養親子関係の心理的安定、親子一体感、親は養親のみとすることをキィ・タームとして導入された。しかし、里親制度は1957～1958年をピークに漸次減少の傾向をたどっており、また特別養子制度も、年間の認容件数は1989年に1,223件とピークを迎えて以来徐々に減少し、2000年以降はおよそ年間300件ほどに留まっている。両方とも保護を要する子どもの家庭的な保護形態であるものの、現状としては、社会的養護の対象児童の約4万7千人のうち、4万人近くが乳児院・児童養護施設で育っており、施設養護が圧倒的に多い。

このように家庭的養護が低調である原因については、血縁関係を重視する風土から、実子でない子どもの養育には偏見や差別が生じやすいこと、里親に対する支援体制の問題、児童養護や養育理念の中に家庭的養護を第一にするという優先性がないことなど、様々な点が指摘されている。

本研究では、日本で伝統的に養子縁組や里子家庭委託など、「他人の子ども」の養育が盛んに行われていたことに着目し、戦後の児童福祉行政の体制整備期において、非血縁者による子どもの養育という慣習はどのように捉えられていたか、そしてそのことは家庭的養護の展開にどのような影響を及ぼしたかを明らかにする。

2. 研究の視点および方法

児童福祉法の成立過程は戦災孤児等への対応から始まり、1945年9月20日の「戦災孤児等保護対策要綱」には保護の方法として個人家庭、養子縁組が取り上げられていた。その後児童保護法案・児童福祉法案において「私人の家庭」や「児童を養護することを希望する私人」という規定が見受けられるが、これらは徐々に「里親」にまとめられていく。一方で養子制度は、1947年の改正民法において、直系卑属を養子とする場合や配偶者の実子を養子とする場合を除き、未成年の子どもを養子縁組は、家庭裁判所の許可を必要とすることとなった。このようにして、養子制度は民法、里親制度は児童福祉法という棲み分けがなされる。

児童福祉法成立後は、「里親等家庭養育の運営に関して」（1948年10月4日）において養子縁組に関する規定が設けられた。これは、基本的に民法が規定している養子縁組の補完作用として適正円滑に行われることを趣旨とするものであり、児童相談所が家庭養育の中心的な機関とされた。したがって、1947年12月に民法が改正されてからは、養子制度は民法の管轄におかれつつ、要保護児童に関しては児童相談所が要の機関として関与することになった。

本研究では戦後の児童福祉行政の体制整備期において、非血縁者による子どもの養育という慣習はどのように捉えられていたか、そしてそのことは里親制度と養子制度の展開にどのような影響を及ぼしたかについて、厚生省によって示された法案や法案要綱、国会資料などを用いて明らかにする。

3. 倫理的配慮

本研究は文献調査に基づく歴史研究であり、「日本社会福祉学会研究倫理指針」に則り研究報告を行う。

4. 研究結果

1947年に児童福祉法が成立するまでの通知や建議などの資料によると、個人家庭への保護委託や養子縁組、養育家庭など様々であり、さらに保護の方法という側面と同時に、積極的な監督を必要とするものとして取り上げられている。それが、里親制度の制定によって、少なくとも建前上は保護の方法として確固たる位置を持つようになり、一方、1949年には「親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童の保護について」（厚生省発児第四五号）という通知が出され、「他人の児童を引き取りその家庭で養育又は雇用する慣行(家庭養育雇用慣行)」について言及された。家庭養育雇用慣行は、児童の人身売買や虐待など、子どもの人権を侵害する恐れの高いものという懸念を示しながら、一方では今後の措置として「児童福祉法にいう里親としての適格な者は、法の里親にすること」という規定が盛り込まれており、慣習と家庭的養護との接点がみられるようになる。当日は家庭的養護が確立していく具体的な経緯について触れる予定である。

5. 考察

日本で盛んに行われていた「他人の子ども」の養育は家庭的養護の一種、または家庭的養護が発展しうる地盤として捉える観点はあまりみられなかったが、児童保護行政の誕生期の大正後半に構想されていた「養児保護」は、慣習が子どもの家庭的養護として残り得た可能性を示唆している。本研究の意義は慣習として行われていた他人の家での養育への捉え方を通して、日本の家庭的養護の歴史的展開の一断面を明らかにすることにある。